

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	確定給付企業年金制度の平成24年度財政決算における変更点について	……P1
【コラム】	権利義務の移転・承継について	……P5

確定給付企業年金制度の平成24年度財政決算における変更点について

1. はじめに

平成24年1月31日付けで、「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第13号）が公布され、併せて関連通知が発出されました。これにより、本年3月号の企業年金ノートでお伝えしました厚生年金基金制度と同様、平成25年3月31日を事業年度の末日とする財政決算から、確定給付企業年金制度の財務諸表の勘定科目や財政検証の取扱いが、これまでの財政決算と比べ大きく変わります。今月号では、これらの変更内容の概要を改めてご紹介いたします。

2. 財政決算における変更点

(1) 財務諸表の勘定科目の見直し

今回の改正により財務諸表の勘定科目が見直され、数理債務、資産評価調整加算（控除）額、未償却過去勤務債務残高等は貸借対照表上に表示されなくなります。

また、負債勘定には、数理債務の代わりに「責任準備金」が計上されます。

現行：資産勘定に資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高等を計上。
負債勘定に資産評価調整控除額、数理債務を計上。
改正後：資産評価調整加算額、資産評価調整控除額、未償却過去勤務債務残高等は廃止。
負債勘定には数理債務に代わり、**責任準備金**を計上。

数理債務 — 未償却過去勤務債務残高等
(内訳は欄外に表示)

<貸借対照表の見直しイメージ>

現行		改正後	
流動資産	流動負債	流動資産	流動負債
固定資産	支払備金	固定資産	支払備金
	資産評価調整控除額		責任準備金
	数理債務		
資産評価調整加算額			
未償却過去勤務債務残高等			
基本金（不足）	基本金（剰余）	基本金（不足）	基本金（剰余）

欄外：数理債務、未償却過去勤務債務残高等

(2) 継続基準の見直し

毎事業年度末の財政決算において行う財政検証の中で、制度が今後も継続すると仮定した場合に、必要な積立金が確保されているかという観点で行うのが、継続基準の財政検証です。従来は、継続基準の財政検証においては資産評価調整加算（控除）額を考慮した数理上資産額と責任準備金とを比較していましたが、今後は、数理上資産額ではなく「純資産額」を用いて検証することとなります。

なお、変更計算の要否の判定および変更計算においては資産評価調整加算（控除）額を考慮することができるため、実質的な取り扱いに変更はありません。

継続基準の財政検証	
現 行	改正後
①数理上資産額 \geq 責任準備金 →継続基準に関する財政検証クリア	① <u>純資産額</u> \geq 責任準備金 →継続基準に関する財政検証クリア
②数理上資産額+許容繰越不足金 \geq 責任準備金 →継続基準に関する財政検証クリア	②数理上資産額+許容繰越不足金 \geq 責任準備金 → <u>変更計算を留保することができる</u>
③数理上資産額+許容繰越不足金 $<$ 責任準備金 →変更計算を実施する必要あり	③数理上資産額+許容繰越不足金 $<$ 責任準備金 →変更計算を実施する必要あり

(3) 非継続基準の見直し

財政検証の中で、制度が直ちに終了すると仮定した場合に、必要な積立金が確保されているかという観点で行うのが非継続基準の財政検証です。非継続基準の財政検証においては、本来、純資産額が最低積立基準額を上回っていることが必要です。しかし、平成25年3月30日以前を事業年度末日とする財政決算においては、経過措置により、純資産額が最低積立基準額の0.9倍を上回れば基準をクリアしたものとみなされていました。当該経過措置は、平成25年3月31日以降を事業年度の末日とする財政決算から認められなくなりますが、激変緩和措置として、非継続基準における積立要件は平成25年3月31日から5年間かけて本来の積立要件へと徐々に戻していくこととなりました。

上記の経過措置の廃止については、平成25年3月6日付「りそな年金トピックス」でもご案内したとおり、『省令施行後1年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況、確定給付企業年金制度を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講ずる』とされていましたが、当初の予定通り段階的に廃止されることになりました。

なお、非継続基準抵触時の積立不足解消の方法としてこれまで認められていた「回復計画を作成する方法」は、平成30年3月31日を事業年度の末日とする決算をもって廃止されます。それ以降は、「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」に変更する必要があります。

また、回復計画においては、より実効性のある回復計画を作成するために、下表の通り前提の基準が見直されました。また、これまでは経過措置により財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度から起算して10年以内で財政状況が回復するような計画を作成することが可能でしたが、平成24年4月1日を事業年度の末日とする決算からは、7年以内で財政状況が回復するような計画の作成が必要になります。

非継続基準の財政検証

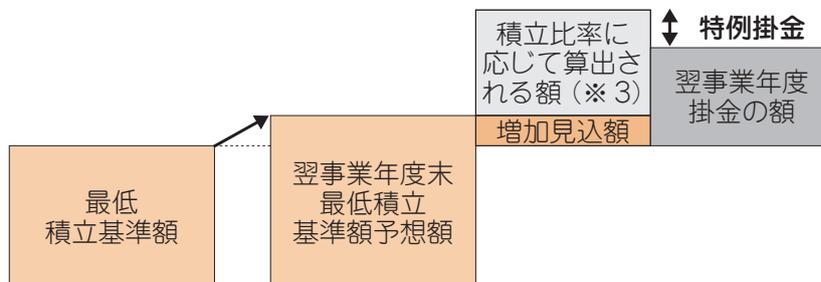
- ① 純資産額÷最低積立基準額 \geq 1.00 (※ 1)
→非継続基準に関する財政検証クリア
- ② 「純資産額÷最低積立基準額 \geq 0.90 (※ 2)」かつ「過去3事業年度のうち2事業年度以上で純資産額÷最低積立基準額 \geq 1.00 (※ 1)」
→変更計算不要
- ③ ①②に該当しない場合
→積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法により変更計算を実施する必要あり
(平成30年3月30日を基準日とする財政検証までは積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法を用いることも可能。)

(※ 1)、(※ 2) は5年間の経過期間を設けて以下の通り引上げられる。

基準日	平成25年 3月30日 まで(現行)	平成25年 3月31日 ～ 平成26年 3月30日	平成26年 3月31日 ～ 平成27年 3月30日	平成27年 3月31日 ～ 平成28年 3月30日	平成28年 3月31日 ～ 平成29年 3月30日	平成29年 3月31日 以降
(※ 1)	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00
(※ 2)	0.80	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90

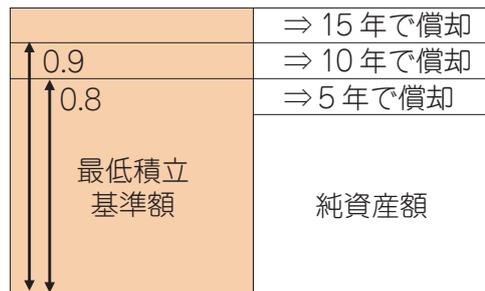
<積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法>

「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額+積立比率に応じて算出される額」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合、当該差額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加する。(改正後は数理上資産額の使用は不可。)



(※3) 積立比率に応じて算出される額

純資産額÷最低積立基準額が0.8未満の部分は5、0.8以上0.9未満の部分は10、0.9以上1.0（前掲※1）未満の部分は15で除して得た額の合計以上、純資産額が最低積立基準額を下回る額以下で規約に定める額。



<経過措置期間中の回復計画の前提>

財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して**7年以内**に積立水準が回復するような計画を作成する。（10年以内とする経過措置は平成24年3月31日で終了）

【現 行】

【改正後】

年金資産の予測に用いる利回り	上限：直前の財政計算で用いた予定利率	➔	上限：以下のいずれが大きい率 ・過去5事業年度における運用利回りの実績平均 ・事業年度の末日における最低積立基準額の算定利率（注） ・翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定利率（注）	
	資産額		数理上資産額の使用も可能	数理上資産額の使用は不可
	掛金の額の見込みに用いる加入者数		基準なし	過去5事業年度の加入者数の実績を用いる

（注）基準利率に0.8以上1.2以下の数を乗じた率としている場合は、乗じた後の率。

非継続基準での純資産額と最低積立基準額との比較においては、これまで最低積立基準額の0.9倍を上回る必要がありましたが、平成25年3月31日以降を事業年度の末日とする財政検証では、最低積立基準額の0.92倍となります。その後も基準が段階的に引き上げられるため、従前と比べ非継続基準抵触の可能性が高まることとなります。また、回復計画を作成する場合は、前述の前提基準の厳格化により、掛金の大幅な増加が必要となる場合もあることが想定されます。

(4) 事業報告の簡素化

確定給付企業年金の事業報告書について、企業年金側で把握できない項目や使用頻度の著しく低い項目を様式から除外することとなりました。具体的な除外項目は、以下の通りです。これに伴い、事業報告書の様式も変更されます。

- ・ 全実施事業所の被用者年金被保険者等の数
- ・ 業種
- ・ 給付状況の新規裁定者の件数
- ・ 掛金拠出状況の納付決定額のうち加入者負担分及び納付決定対象加入者数
- ・ 年金通算状況の金額及び算入した期間
- ・ 業務委託状況
- ・ 福祉事業の状況（基金型のみ）
- ・ 適格退職年金からの移行状況及び代行返上時の給付減額

3. まとめ

継続基準の財政検証の改正は、今回の改正後も実質的には現行と同じ取扱いのままですが、非継続基準の財政検証に関しては、今回の改正による影響が大きいと言えます。特に、非継続基準抵触時の積立不足の解消方法として認められていた「回復計画を作成する方法」が平成30年3月31日を事業年度の末日とする決算をもって廃止されるため、現在当該方法を用いている制度では「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」へと変更する必要があります。しかし、この方法では事業年度毎に翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額に応じて必要な掛金が大幅に変動することもあり得ることに留意が必要です。

また、現在「積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」を用いている制度においても、経過措置が廃止されることに伴い、基準に抵触する可能性が高まります。さらに、特例掛金を計算する際に用いる積立比率に応じて算出される額についても、段階的に引上げられることになるため、従来よりも非継続基準に抵触することにより特例掛金の拠出を求められる可能性が高まることに留意が必要です。

りそなコラム

権利義務の移転・承継について

第38回のコラムのテーマは「権利義務の移転・承継」について、信託銀行の営業マン「Aさん」と、その上司「B部長」との間のディスカッションです。

Aさん：規約型確定給付企業年金を実施しているC社が、別の規約型確定給付企業年金を実施しているD社から転籍者を受け入れるそうです。転籍時にはD社の年金制度からは給付を行わず、D社の勤続年数をC社で通算して、C社を退職する時にC社の年金制度から給付を行いたいとのことですが、C社の年金制度としてどのような手続きをすればよいかとの照会がありました。

B部長：先方には、どのようなご提案をしようと思っているんだい？

Aさん：D社の社員は加入者期間20年以上で退職した場合に、60歳から年金の支給を受けることができますが、今回の転籍者は全員が加入者期間20年未満なので、将来年金を受取ることができない中途脱退者に該当します。一方、転籍元であるD社の規約には、脱退一時金の受け入れが可能な確定給付企業年金へ、中途脱退者の脱退一時金相当額を移換することができる旨規定されています。そこで、D社からの脱退一時金相当額を受け入れることができるよう、転籍先であるC社の規約変更を提案しようと考えています。

B部長：D社は最近C社のグループ会社になったけど、今後は、このような人材交流が頻繁にあるのかい？

Aさん：今回は、数名だけが転籍するとのこと。ただし、D社の事業の一部をC社に譲渡することを検討しているため、将来、さらに転籍者が発生することが見込まれるとのこと。

B部長：そもそも、中途脱退者の脱退一時金相当額の移換というものは、短期間で退職したために将来年金を受取ることができないような人に配慮された措置であることを踏まえておく必要があるよ。中途脱退者については、「企業年金ノート」平成24年7月号（No.531）や平成24年8月号（No.532）の「リそなコラム」にも記載があるので、参考にするといいよ。

ところで、今後も転籍者が発生することが見込まれるのであれば、「中途脱退者の脱退一時金相当額の移換」に限定せず、加入者期間20年以上の転籍者も対象となる「権利義務の移転・承継」を提案することを検討してみたらどうかな？

Aさん：わかりました。ところで、権利義務の移転・承継の場合、具体的にはどのような手続が必要なのですか？

B部長：規約型確定給付企業年金同士の権利義務の移転・承継は、行政手続の違いにより以下の3パターンに分けることができるんだ。いずれも、移転元と承継先の双方で承認申請を行う点は共通しているけど、申請時の添付書類等がそれぞれ異なってくるんだ。

①事業所単位での権利義務の移転・承継

②事業所の一部の権利義務の移転・承継

（吸収分割、事業譲渡など、事業所の一部を単位として行う場合）

③個人単位での権利義務の移転・承継

（加入者単位で転籍を行う場合）

ちなみに、ここでいう「事業所」とは「厚生年金適用事業所」のことだよ。

Aさん：今回のケースは、「③個人単位での権利義務の移転・承継」に該当するんですね。

B部長：そうだね。個人単位での権利義務の移転・承継の場合、転籍元・転籍先双方の規約に、権利義務の移転・承継の規定をあらかじめ定めておかなければならないよ。

Aさん：今回はC社およびD社とも規約にその定めが無いので、権利義務の移転・承継の規定を定める規約変更が必要になりますね。ところで、規約変更はどのような手続きになるのでしょうか？

B部長：権利義務の移転・承継の規定を規約に定める規約変更の行政手続きは、C社およびD社ともに承認申請を行う必要があるんだ。転籍元（D社）の規約には、転籍先（C社）の確定給付企業年金に移換する積立金額や移換の期限を定める必要があるんだ。また、転籍先（C社）の規約には、転籍元（D社）の確定給付企業年金から積立金を受換することやD社での加入者期間を合算することなどを定めることが必要だよ。

Aさん：今回は、規約変更のほかに、権利義務の移転・承継の手続きについても申請するのですね。

B部長：そのとおりだよ。権利義務の移転・承継の行政手続きは、転籍元（D社）は権利義務の「移転」に係る承認申請を、転籍先（C社）は権利義務の「承継」に係る承認申請を行うことになるんだ。この承認申請書には、転籍元と転籍先それぞれの事業主の名称および規約番号を記載するとともに、移転・承継する権利義務の限度を記載する必要があるんだ。このほか、年金数理に関する確認書類を添付する必要もあるんだ。そして、①事業所単位の場合、②事業所の一部の場合、③個人単位の場合、のそれぞれについて、必要となる同意の種類が次のとおり異なってくるんだ。

【規約型確定給付企業年金の権利義務の移転申請において転籍元で必要となる同意】

	①事業所単位の場合	②事業所一部の場合	③個人単位の場合
転籍する加入者の権利義務の移転に関する同意	×	×	○
被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合（該当する労働組合が無い場合は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者）の同意	○	○	○
転籍する加入者の過半数で組織する労働組合（該当する労働組合が無い場合は転籍する加入者の過半数を代表する者）の同意	○	○	×
権利義務の移転に関する事業主の同意	○	○	○
受給権者等（加入者であった者又はその遺族）の同意	○ (該当者がいる場合)	○ (該当者がいる場合)	×
転籍する加入者以外の加入者の過半数で組織する労働組合（該当する労働組合が無い場合は転籍する加入者以外の加入者の過半数を代表する者）の同意	×	○	×

【規約型確定給付企業年金の権利義務の承継申請において転籍先で必要となる同意】

	①事業所単位の場合	②事業所一部の場合	③個人単位の場合
被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合（該当する労働組合が無い場合は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者）の同意	○	○	○
給付の額の減額に係る同意	○ (給付減額の場合)	○ (給付減額の場合)	○ (給付減額の場合)

Aさん：③個人単位の場合と比べると、①事業所単位の場合および②事業所の一部の場合は、必要となる同意の種類が多くて複雑になりますね。

B部長：そうだね。さらに、規約変更の申請もあわせて行う場合は、「被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合（該当する労働組合が無い場合は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者）の同意」も必要となることも忘れてはいけないよ。

Aさん：わかりました。C社の案件で考えると、今回は、まず「規約変更の承認申請」と「③個人単位の場合の権利義務の移転・承継申請」を行い、その後個人毎の転籍が発生した場合には「③個人単位の場合の権利義務の移転・承継申請」のみを行う段取りで提案してみます。そして、将来、事業の一部を譲渡するようなことがあれば、規約変更とあわせて、「①事業所単位の場合」または「②事業所の一部の場合」の権利義務の移転・承継申請を行うことも、先方に念のためお伝えしておきたいと思います。

B部長：そのとおりだよ。繰り返しになるけど、同意以外にも、転籍者の転籍先における給付内容や移換する積立金額など、検討すべき課題は他にもあるので、注意しておこう。

また、今回は規約型確定給付企業年金同士の権利義務移転・承継だったけど、基金型同士あるいは基金型と規約型の間でも、同様に権利義務移転・承継ができるんだ。ただし、基金型の場合は、承認申請が認可申請に変わるなど、取得する同意等も異なるから注意しておこう。

Aさん：よくわかりました。以上を踏まえて、お客様に丁寧にご提案します。

+

+

企業年金ノート No.541

平成25年5月 リそな銀行発行



リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※リそな銀行「リそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>